

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年5月26日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	マイストーリー・株25 マイストーリー・株50 マイストーリー・株75 マイストーリー・株100 マイストーリー・日本株100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	マイストーリー・株25 1兆円を上限とします。 マイストーリー・株50 1兆円を上限とします。 マイストーリー・株75 1兆円を上限とします。 マイストーリー・株100 1兆円を上限とします。 マイストーリー・日本株100 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2021年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

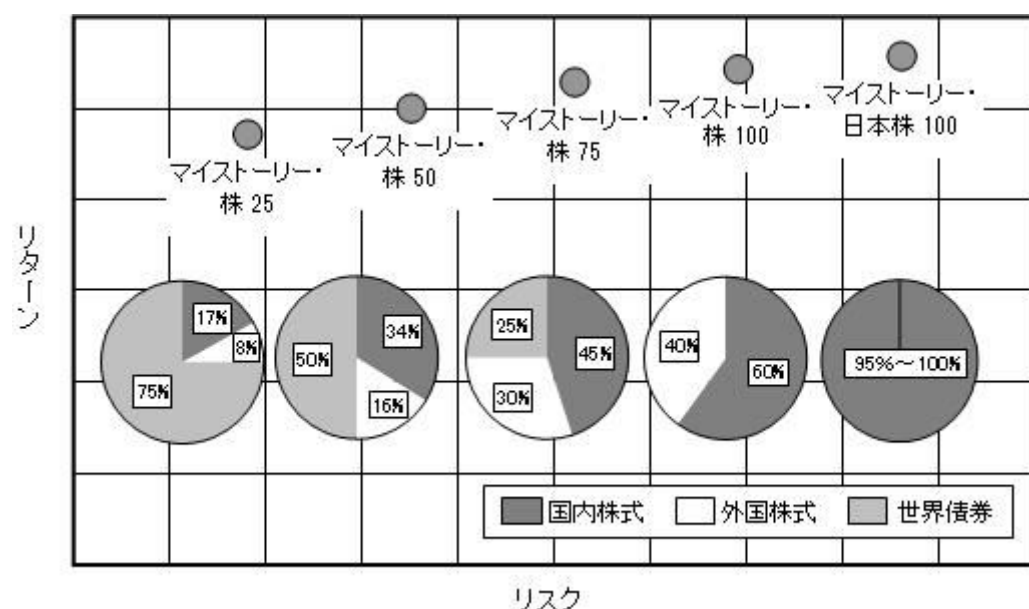
1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

< 更新後 >

[1] 「マイストーリー」は、投資家のリスク選好度の違いやライフ・スタイルの変化に対応できるよう、リスク水準が異なると考えられる5本のファンドから構成されています。

マイストーリーでは、5つのリスク水準の異なる資産配分タイプが用意されており、投資者は自らの投資期間やリスク許容度等に応じて、各ファンド（各コース）を選択できます。また、将来ライフ・ステージの変化などで負担できるリスク度合いに変化が生じた場合、マイストーリーを構成する各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことで、リスク度合いを選び直すことも可能です。



図中のリスク・リターンの関係を表す点(●印)は、一般的なリスクとリターンのトレード・オフ関係(リスクの低いポートフォリオの場合は高いリターンは期待できない、逆に期待リターンが高いポートフォリオは、リスクも高い、いわゆる低リスク・低リターン、高リスク・高リターンという概念)を示したイメージ図です。マイストーリーを構成する各ファンド間のリターンやリスクの順位関係等を保証するものではありません。

(注) 上記図中の円グラフは、各ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する各ファンドにおける資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)をイメージ化したものです。

マイストーリーが投資する投資信託証券で、世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。また、上記図中の世界債券は、「国内債券および外国債券」の資産クラスを示しており、国内債券が含まれています。

上記に記載の比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

「株25」、「株50」および「株75」は、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行ないます。

「株100」および「日本株100」は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

[2] 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

マイストーリーでは、多数の投資信託証券（ファンド）へ投資することで、「資産の分散」、「運用スタイルの分散」、「運用者の分散」という3段階でリスク分散を図ります。

「マイストーリー・株100」および「マイストーリー・日本株100」は株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のみへの投資となります。

また、マイストーリーにおいて、資産の分散とは、国内株式、外国株式、国内債券および外国債券などの資産クラスの分散をいい、運用スタイルの分散とは、例えば、株式投資におけるグロース、バリュー等の投資戦略の分散をいい、運用者の分散とは運用会社もしくは運用担当者の分散をいいます。

■ リスク分散のイメージ図 ■



上記は、リスク分散について分かり易く説明するためのイメージ図であり、特定のマイストーリーを構成するファンドにおける比率を表示しているものではありません。

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）は、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（マイストーリー・株25）

（マイストーリー・株50）

（マイストーリー・株75）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分 固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

（マイストーリー・株100）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ	なし

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

(マイストーリー・日本株100)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	日々	中南米	
	その他		
その他資産	()	アフリカ	
(投資信託証券			
(株式 一般))		中近東	
		(中東)	
資産複合			
()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

■ 委託会社の概況(2022年4月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

< 更新後 >

[1] 主として、以下の投資信託証券に投資します。

■各ファンドが投資を行なう投資信託証券■

投資信託証券の種類	株25，株50，株75	株100	日本株100
国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	○	○	○
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	○	○	—
国内の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	○	—	—
世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	○	—	—

[2] 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

「株25」、「株50」および「株75」については、各ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね下記の比率程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

■実質的に保有する株式の比率■

株 25	25 % 程度
株 50	50 % 程度
株 75	75 % 程度

投資信託証券への投資にあたっては、各ファンド毎に当該ファンドが実質的に投資することとなる資産クラス別の基準配分比率 を原則として維持することを意識した運用を行なうことを基本とします。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する各ファンドにおける資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）は以下の通りです。

なお、「日本株100」を除く各ファンドの基準配分比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

資産 クラス	基準配分比率				
	株25	株50	株75	株100	日本株100
国内株式	17%程度	34%程度	45%程度	60%程度	フルインベストメント (95%～100%程度)
外国株式	8%程度	16%程度	30%程度	40%程度	—
国内債券 および 外国債券	75%程度	50%程度	25%程度	—	—

「国内債券および外国債券」の資産クラスを「世界債券」と称する場合があります。

[4] 資産クラス毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、マイストーリーを構成する各ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、前記の基準配分比率から各々「程度」とった比率とし、「マイストーリー・日本株 100」においては国内株式を100%とします。

資産クラス	指数
国内株式	東証株価指数(TOPIX)
外国株式	MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース) ¹
国内債券および外国債券	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース) ²

1 「MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)」は、MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)(現地通貨ベース)をもとに、委託会社(運用の権限委託先を含みます。以下この欄において同じ。)が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

2 「ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)」は、「ブルームバーグ・グローバル総合インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

(注) 資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

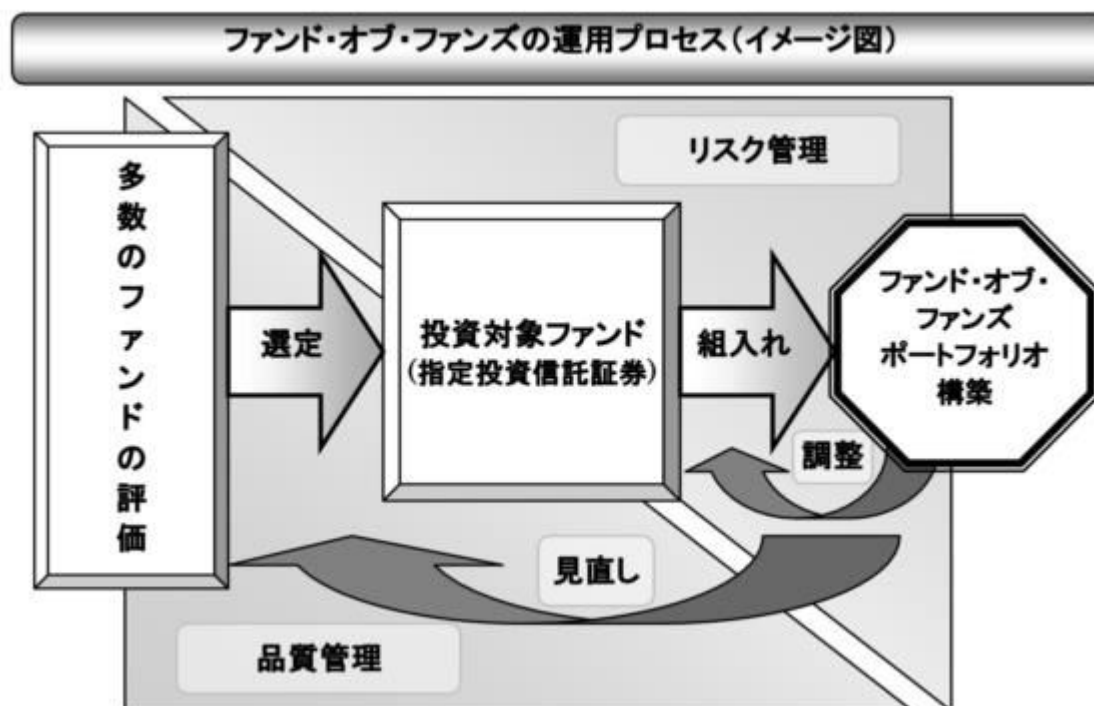
ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

組入れる投資信託証券については、運用実績または運用手法を定量・定性的に分析し、且つ当該投資信託証券の定量的なリスク分析によりこれらに投資を行なうファンドのリスク管理を重視した上で資産クラス別の基準配分比率を勘案して選定・配分を行なうことを基本とします。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整

します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質 の維持・向上を目指します。
運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）について

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

（２）投資対象

< 更新後 >

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

主要投資対象	指定投資信託証券	株25 株50 株75	株100	日本株100
	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	○	○	○
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	○	○	○

国内株式	ノムラ - T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	○	○	○
	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	○
	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	○	○	○
	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	○	○	○
	One国内株オープンF（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	○	○	○
	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	○
	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	○
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	○
外国株式	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	—
	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	—
	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	○	○	—
	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	○	○	—
	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）F（適格機関投資家専用）	○	○	—
	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	—
	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	—
	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	○	○	—
	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンド < 外国籍投資信託 >	○	○	—
国内債券 および 外国債券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC < 外国籍投資信託 >	○	—	—
	東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）	○	—	—
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC < 外国籍投資信託 >	○	—	—
	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）< 外国籍投資信託 >	○	—	—

上記は2022年5月26日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストー

リー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」に共通

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・株100」

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・日本株100」

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、各ファンド毎に上記に掲げる有価証券のほか、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(各ファンドにつき上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下は各ファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2022年5月26日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各F]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[FC]

・各指定投資信託証券により異なります。

詳しくは、各指定投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.74%の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限（2007年10月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.60%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ - T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - T&D J Flag日本株 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ノムラ - T&D J Flag日本株 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限（2016年10月13日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年1.0%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への実質的な投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市況動向等を勘案して、委託者が適切と判断した際等には先物取引等の活用も含めて株式組入比率を引き下げることがあります。

T&Dアセットマネジメント株式会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

シュローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

(B)信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に税抜年0.74%を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

主として、シュロダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)と実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるシュロダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目指します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

運用にあたっては、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

株式への投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である日本長期成長株集中投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

原則として無期限（2020年4月9日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該率については、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、年率0.10%を上限として変更する場合があります。）。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げ場合もあります。）。

信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。

事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うこともあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

SJAM/バリュー日本株F（適格機関投資家専用）**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるSJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)（配当込み）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

ファンドは、SJAMバリュー日本株・マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限（2017年4月12日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	S O M P Oアセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.50%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

SJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

One国内株オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、主として親投資信託であるOne国内株オープンマザーファンドへの投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資を行い、マクロの投資環境の変化に応じて、その時々で最適と判断される投資スタイルで運用を行います。

ファンドは、「東証株価指数(TOPIX)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

(B)信託期間

無期限(2019年10月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

純資産総額に対して、税抜年0.61%

< 内訳 >

委託会社 税抜年0.57%

販売会社 税抜年0.02%

受託会社 税抜年0.02%

(E)投資方針等**(1)投資対象**

「One国内株オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

「東証株価指数（TOPIX）」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

実質非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

実質外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

(3)主な投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、わが国の上場株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2016年10月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して税抜年0.74%を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場している株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

ファンドの資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

コムジエスト ジャパンエクイティファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「コムジエスト日本株式マザーファンド」への投資を通じて、日本の株式市場に上場する企業が発行する株式等を中心に投資を行います。

徹底したファンダメンタル分析に基づいて、高い利益成長が期待される企業を中心に個別銘柄を選定し、集中的に投資することで信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(B)信託期間

無期限（2020年4月9日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	コムジエスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

マザーファンドの 投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー * コムジェスト・エス・エーは当ファンドの運用に当たり、当社（コムジェスト・アセットマネジメント株式会社）から日本市場に上場する企業が発行する株式および新株予約権、不動産投資信託にかかる投資助言を受領します。
--------------------	--

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

コムジェスト日本株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として親投資信託の受益証券への投資を通じて日本株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。

有価証券先物取引等はいりません。

有価証券の貸付は行いません。

資金動向、投資対象である日本国の非常事態（金融危機、デフォルト、政治体制の変更等）などによる市況動向等、償還の準備に入った場合、信託財産の規模、あるいはやむを得ない事情が発生した場合は、上記の運用が行われないときがあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限（2004年3月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.85%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度（バリュウ）に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2009年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	GQG・パートナーズ・エルエルシー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.785%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村DFA海外株式バリューマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2020年10月8日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド ディエフエー・オーストラリア・リミテッド ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.40%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、企業の収益性および時価総額、株式の割安性等の観点から定量的に投資候補銘柄を選別します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

下記投資顧問会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー
- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
- ・ディエフイー・オーストラリア・リミテッド
- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)F(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるサンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2021年4月8日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	サンズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

サンズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年10月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、定量分析により銘柄群の絞込みを行なった後、マクロ経済見通し等を考慮しつつ、企業の質、バリュエーション、収益のトレンドなどの観点から分析を行ない、成長力とバリュエーションのバランスを勘案して組入銘柄を決定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2022年4月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、短期的に株価が大きく下落した銘柄のうち、財務の健全性や成長性があると判断される銘柄について、株価下落の要因と今後の株価上昇の可能性を分析し、投資候補銘柄を選定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデ

リバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは親投資信託である三菱ＵＦＪ国際 ペイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、主に米国の金融商品取引所等に上場や登録等をされている株式等（ＤＲ（預託証券）を含みます。以下同じ。）に実質的に投資を行い、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。なお、米国外の金融商品取引所等に上場や登録等をされている、収益の源泉や資産の大部分を米国に置く企業の株式等にも、信託財産の純資産総額の15%を上限として実質的に投資を行う場合があります。株式等の運用にあたっては、ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。また、ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、ペイリー・ギフォード・アジア（香港）・リミテッドに更に委託することができます。

(B) 信託期間

無期限（2021年4月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

三菱ＵＦＪ国際 ペイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

三菱ＵＦＪ国際 ペイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場や登録等をされている株式等（ＤＲ（預託証券）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国外の金融商品取引所等に上場や登録等をされている、収益の源泉や資産の大部分を米国に置く企業の株式等にも、信託財産の純資産総額の15%を上限として投資を行う場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2007年4月5日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に税抜年0.649%の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）ならびにファンドの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド ティー・ロウ・プライス（カナダ）、インク [*] [*] マザーファンドのみ

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.792%以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証書(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*委託会社およびその関連会社をいいます。

実質組入外貨建資産については、原則として対円への為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率性の運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンド

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託(円建て)です。

円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことを基本とします。ベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス(円ヘッジベース)です。

(B) 信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.60%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。
なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限（2009年5月20日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

(B)信託期間

無期限(2008年5月21日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社

受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.45%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付(BBB格相当以上の格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債(同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。)については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(Insight Investment Management (Global) Limited)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、6月および12月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用します。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.25%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA -BPI 総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上。BBBを含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(Bを含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI 総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主として国内の公社債等に実質的に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざし運用を行います。

ファンドは、NOMURA - BPI 総合をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

(B) 信託期間

無期限 (2019年4月1日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎期、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の通りとします。

決算日は、毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。

新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1.0%未満の場合	税抜年0.25%
1.0%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

国内の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債等に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざします。

マザーファンドにおいては、マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権をいいます。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ

た場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC

(A)ファンドの特色

ファンドは、主に汎欧州市場の債券へ分散投資することにより、ベンチマークを上回る収益の確保を目指して運用を行ないます。

NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。

1「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

ファンドの設定日(2015年4月9日)から149年

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管受託銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.46%(年率)とします。

上記のほか、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用等を負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

汎欧州市場の債券を主要な投資対象とします。

(2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。

FCの実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図ります。

現物債への投資に加えて、先物やデリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

少なくともファンドの純資産額の50%以上を金融商品取引法で定義される有価証券に投資します。

有価証券(現物に限る)の空売りは行いません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限る、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(除く上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

東京海上・日本債券オープンF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である「TMA日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA - BPI(総合)をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお、内外の債券等に直接投資することがあります。

(B)信託期間

無期限(2016年10月20日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて決定した率を毎計算期末の翌日から適用します。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.25%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

主として日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

NOMURA - BPI(総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

マザーファンドのポートフォリオは、イールド選択(金利選択)、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、ブルームバーグ米国総合インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2006年5月18日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.42%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債(モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。)及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、S & P社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格(BBB - またはBaa3以上)以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未滿の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3)主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるマニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA―BPI総合(NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)を参考指数とします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2019年4月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.25%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.28%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の公社債を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

NOMURA―BPI総合を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3)主な投資制限

債券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等の直接利用は行いません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エク

スポンジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」はブルームバーグ・米国総合インデックス(米ドルベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(2011年10月6日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Allspring Global Investments, LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.35%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

投資顧問会社が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド(除く日本)(為替ヘッジあり・毎月分配)*

*FCに該当(以下「FC」と記載)

(A)ファンドの特色

主として世界の投資適格の公社債に投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド(除く日本)(以下、ファンド)は、ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円換算ベース)をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン籍外国投資信託です。

(B)信託期間

2017年11月10日から149年間（ファンドの設定日は2018年3月15日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	PGIMインク
受託会社	オージェ・グローバル(ケイマン)リミテッド
保管受託銀行 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co.

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額に対し年率0.30%以内の率を乗じて得た額とします。

その他に、ファンド設立に係る費用やファンドの事務処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます）は、ファンドより実費にて支払われます。また、有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

世界の投資適格の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として世界の投資適格の公社債に投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界各国の公社債、金利、通貨、デリバティブに広く分散投資します。

非投資適格債を含めベンチマークに含まれない公社債にも投資します。

FCの実質組入れ外貨建て資産については、ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ヘッジベース）を参照のうえ対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

(3) 主な投資制限

資金の借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。

同一発行体が発行する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーは、一般社団法人投資信託協会規則に定める範囲内とします。

株式、現物商品、及び株式や現物商品に関するデリバティブへの直接投資は行いません。

(4) 収益分配方針

毎月、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■ ベンチマークについて ■

東証株価指数(TOPIX)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

MSCI-KOKUSAI指数、MSCI ヨーロッパ インデックスは、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「Bloomberg」^(R)は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月 1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジ メント投信株式会社に商号を変更
2000年11月 1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

東京海上アセットマネジメント株式会社

1985年12月	東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジ ネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて 資本金2億円で設立
1987年2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
1991年4月	国内および海外年金の運用受託を開始
1998年5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委 託会社としての免許取得
2007年9月	金融商品取引業者として登録
2014年4月	東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
2016年10月	東京海上アセットマネジメント株式会社と東京海上不動産投資顧問株式会社が 合併

アムンディ・ジャパン株式会社

1971年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立
1980年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名 変更
1998年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
2004年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラル アセット マネ ジメント株式会社へ社名変更
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録 を行う
2010年 7月1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパ ン株式会社へ社名変更

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

1985年12月10日	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
1991年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
1997年4月1日	シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネー メントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
2007年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
2012年6月29日	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

1996年2月6日	会社設立
2002年4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全 部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サッ クス・アセット・マネジメント株式会社に変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

1998年5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
1998年6月30日	投資顧問業の登録
1999年2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
1999年12月9日	証券投資信託委託業の認可

2000年 8月 1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録
2011年 6月22日	MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

1998年4月28日	会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

2006年4月	持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立
2006年10月	商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継
2007年9月	金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第346号
2010年7月	スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引業務を開始

SOMPOアセットマネジメント株式会社

1986年 2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年 2月20日	投資顧問業の登録
1987年 9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年 6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年 1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年 3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年 7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年 10月 1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

ニッセイアセットマネジメント株式会社

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始

2000年5月8日

定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

2004年4月 8日 エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立

2005年10月7日 社団法人日本投資顧問業協会 加入

2007年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録

2011年1月11日 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2016年4月28日 第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入

2017年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

2020年4月 1日 マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

1982年8月4日 ロウ・プライス・フレミング・インターナショナルが駐在員事務所(リサーチ)を東京に開設

2003年3月20日 T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録

2011年1月1日 T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更

2017年3月1日 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更

2018年4月1日 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(日本法人)へ事業譲渡、営業開始

アセットマネジメントOne株式会社

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に變更

コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

2007年3月 日本コムジェスト株式会社設立

2007年12月 投資運用業および第二種金融商品取引業の登録

2009年5月 投資助言・代理業の登録

2012年2月 投資一任業を追加登録

2016年8月 社名をコムジェスト・アセットマネジメント株式会社に變更

三菱UFJ国際投信株式会社

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に變更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に变更

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年

会社設立

オジェ・グローバル(ケイマン)リミテッド

2014年1月23日

オジェ・サービシズ(ケイマン)リミテッド設立

2014年11月5日

オーエス・ケイマン・リミテッドに社名変更

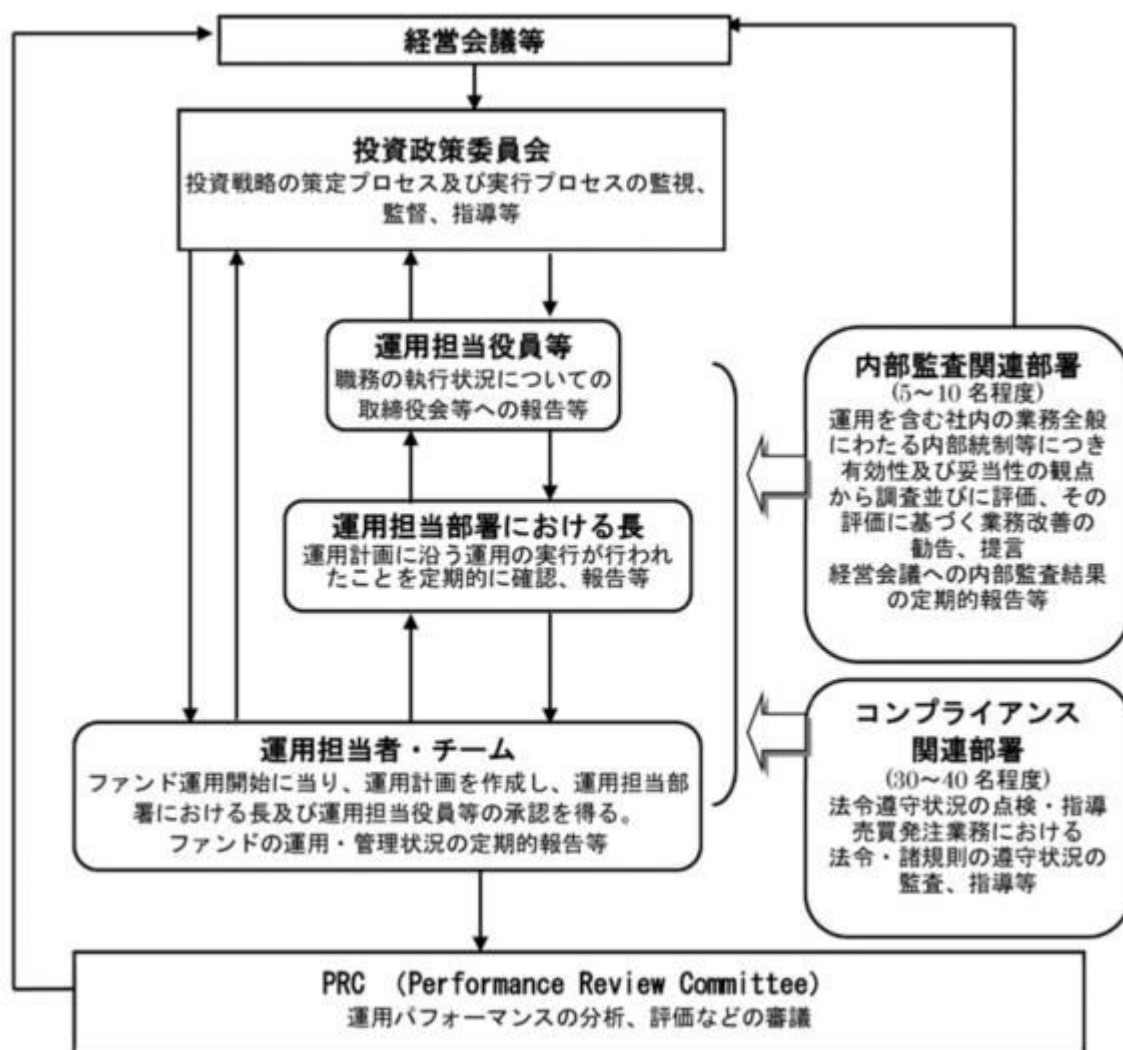
2017年5月9日

オジェ・グローバル(ケイマン)リミテッドに社名変更

（３）運用体制

< 更新後 >

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]（マイストーリー・株100、マイストーリー・日本株100を除く）

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドによっては、実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]（マイストーリー・日本株100を除く）

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります。それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性

等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。

また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

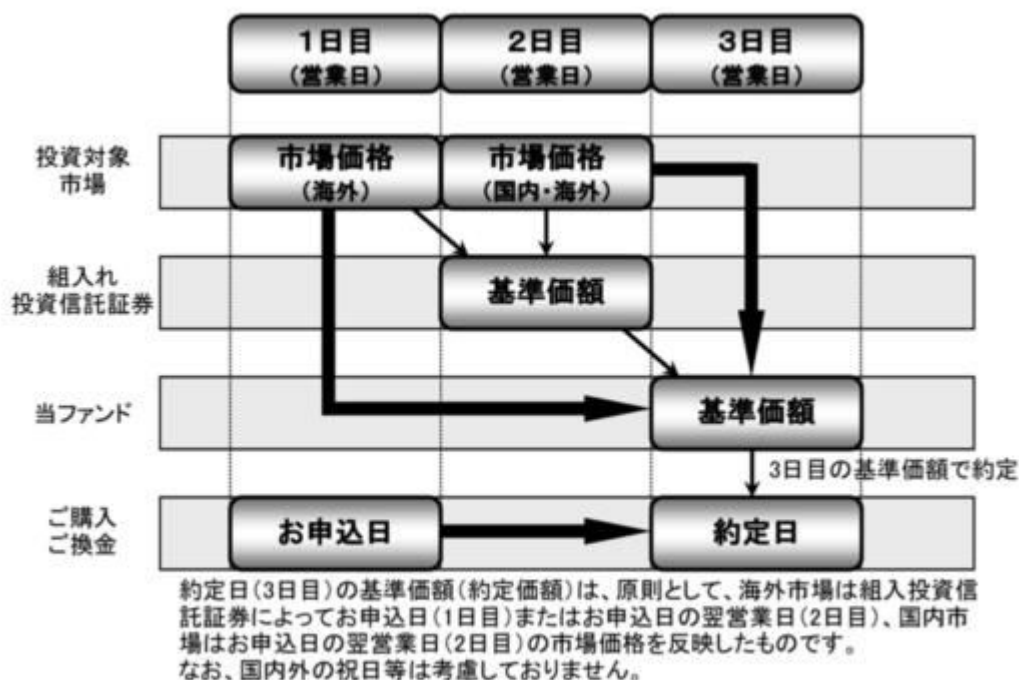
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



※「日本株100」は、上記図表の2日目を「1日目」、3日目を「2日目」としてお読みください。

<更新後>

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

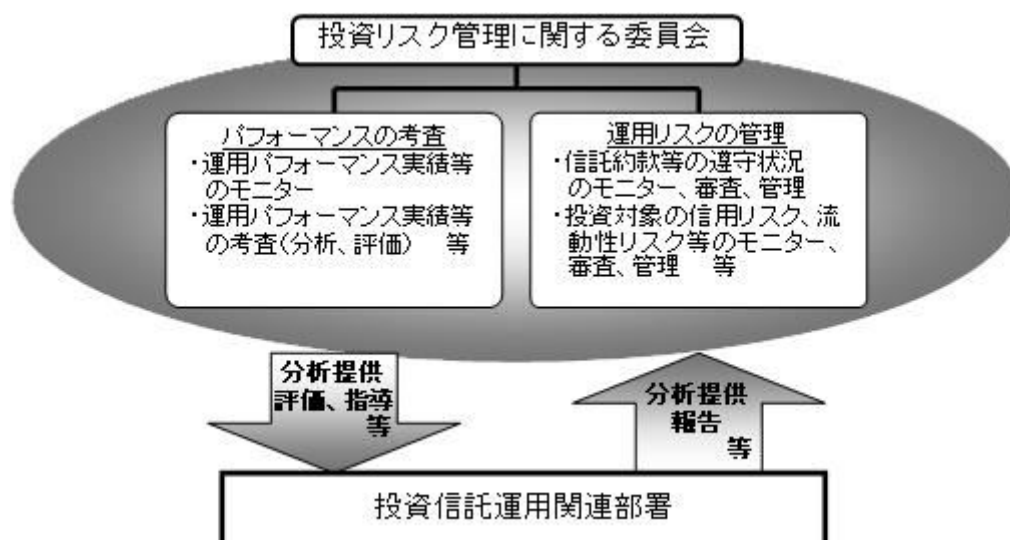
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

< 更新後 >



投資リスク

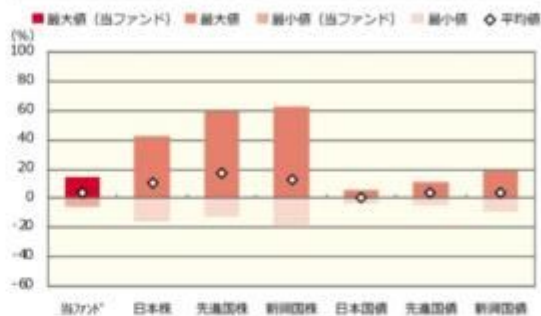
■ リスクの定量的比較（2017年4月末～2022年3月末：月次）

株25

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	14.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△ 5.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 9.4
平均値(%)	3.4	10.1	17.3	12.9	0.1	3.7	3.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年4月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

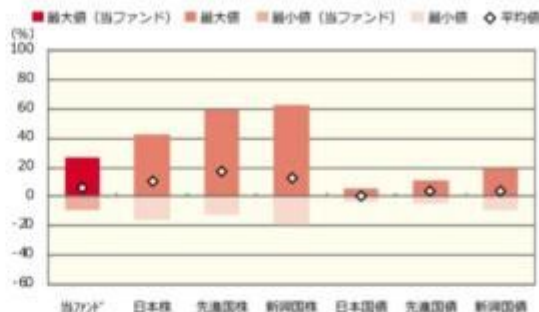
株50

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.2	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 9.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	6.1	10.1	17.3	12.9	0.1	3.7	3.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

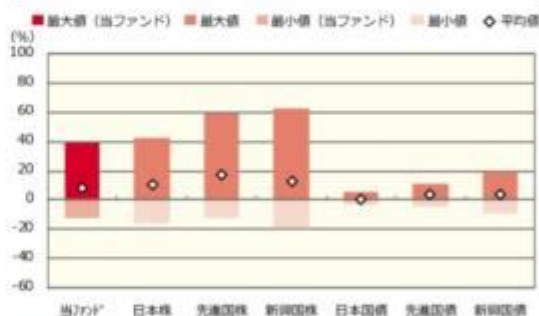
株75

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	38.9	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 12.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	8.8	10.1	17.3	12.9	0.1	3.7	3.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

株100

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

日本株100

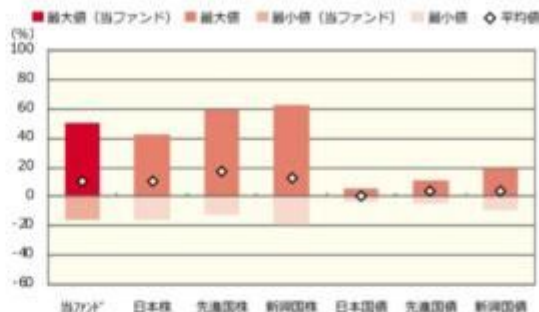
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

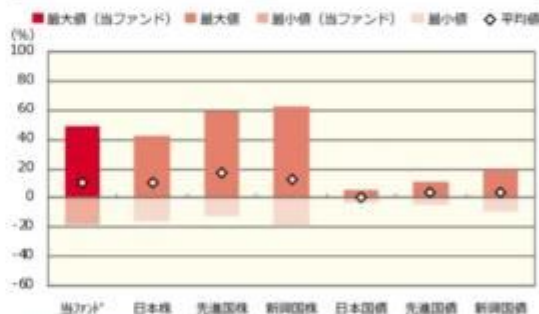
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	49.9	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 15.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	10.9	10.1	17.3	12.9	0.1	3.7	3.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	49.6	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 18.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	10.4	10.1	17.3	12.9	0.1	3.7	3.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
 - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

（３）信託報酬等

< 更新後 >

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」に共通

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.66%（税抜年0.6%）の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

ファンドの純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.27%	年0.28%
販売会社	年0.30%	年0.30%
受託会社	年0.03%	年0.02%

「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.825%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

ファンドの純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.27%	年0.28%
販売会社	年0.45%	年0.45%
受託会社	年0.03%	年0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途がかかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、各ファンドの信託報酬に各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、各ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

ファンド	実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
「マイストーリー・株25」	1.10% ± 0.15%程度
「マイストーリー・株50」	1.20% ± 0.15%程度
「マイストーリー・株75」	1.30% ± 0.15%程度
「マイストーリー・株100」	1.60% ± 0.15%程度
「マイストーリー・日本株100」	1.60% ± 0.15%程度

各ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2022年5月26日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（５）課税上の取扱い

＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、「日本株100」は、配当控除の適用があります。「日本株100」を除く各ファンドは、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

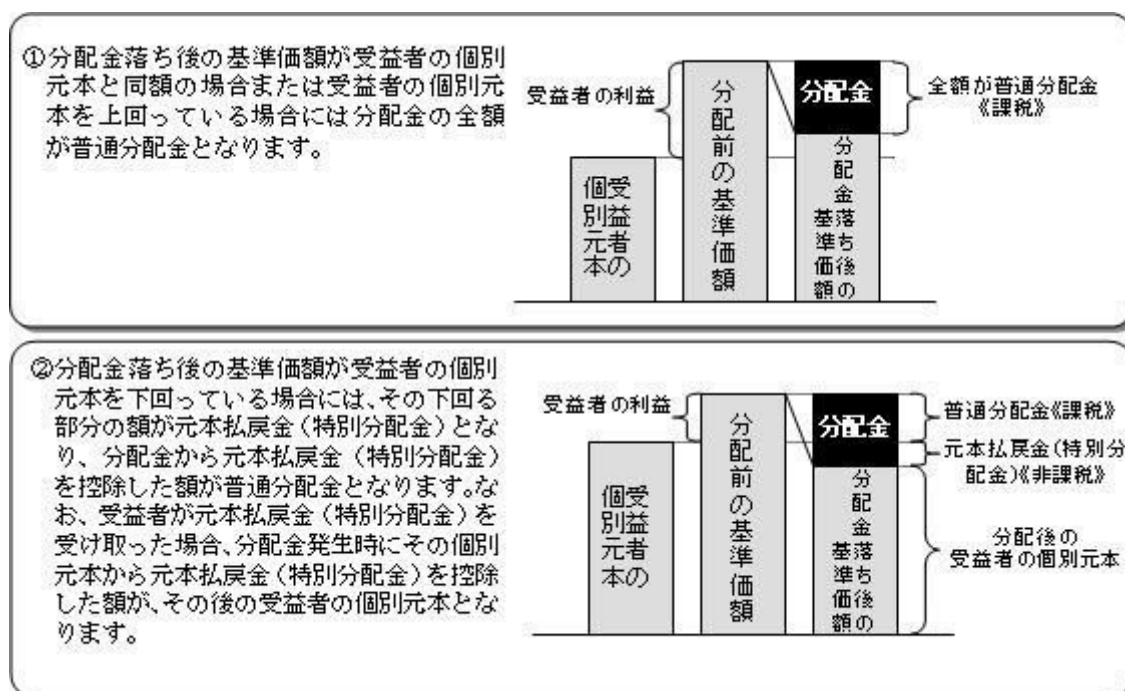
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年3月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2022年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

マイストーリー・株２５

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	854,812,548	67.20
	ケイマン諸島	403,877,271	31.75
	小計	1,258,689,819	98.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13,226,201	1.03
合計（純資産総額）		1,271,916,020	100.00

マイストーリー・株５０

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,859,142,822	77.78
	ケイマン諸島	507,627,841	21.23
	小計	2,366,770,663	99.02

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	23,410,067	0.97
合計（純資産総額）		2,390,180,730	100.00

マイストーリー・株 7 5

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,687,292,819	88.15
	ケイマン諸島	209,151,374	10.92
	小計	1,896,444,193	99.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	17,493,826	0.91
合計（純資産総額）		1,913,938,019	100.00

マイストーリー・株 1 0 0

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	874,822,730	97.33
	ケイマン諸島	16,791,282	1.86
	小計	891,614,012	99.20
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,169,550	0.79
合計（純資産総額）		898,783,562	100.00

マイストーリー・日本株 1 0 0

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	812,839,720	99.36
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,209,225	0.63
合計（純資産総額）		818,048,945	100.00

（ 2 ）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

マイストーリー・株 2 5

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国債券FC	20,972	9,707	203,592,844	8,967	188,055,924	14.78
2	日本	投資信託受 益証券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機 関投資家専用）	11,620	14,846	172,512,935	13,993	162,598,660	12.78

3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	16,491	10,599	174,799,984	9,463	156,054,333	12.26
4	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	9,704	13,932	135,198,908	12,590	122,173,360	9.60
5	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	6,257	19,113	119,591,667	17,532	109,697,724	8.62
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C	5,749	10,436	59,998,403	9,494	54,581,006	4.29
7	日本	投資信託受益証券	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）	4,649	10,092	46,917,708	9,878	45,922,822	3.61
8	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	2,140	18,109	38,755,172	20,409	43,675,260	3.43
9	日本	投資信託受益証券	マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）	3,783	10,237	38,730,278	10,038	37,973,754	2.98
10	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	2,621	12,524	32,826,034	13,063	34,238,123	2.69
11	日本	投資信託受益証券	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	2,355	13,893	32,719,616	14,524	34,204,020	2.68
12	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	1,950	13,804	26,919,477	13,491	26,307,450	2.06
13	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,745	13,768	24,025,419	14,659	25,579,955	2.01
14	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	1,672	15,454	25,840,042	15,261	25,516,392	2.00
15	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	1,015	24,143	24,505,616	24,740	25,111,100	1.97
16	日本	投資信託受益証券	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	1,777	11,886	21,121,688	12,931	22,978,387	1.80
17	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	1,094	19,891	21,761,624	18,620	20,370,280	1.60
18	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	2,086	9,629	20,087,845	9,012	18,799,032	1.47
19	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	1,823	10,705	19,515,847	9,725	17,728,675	1.39
20	日本	投資信託受益証券	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	1,328	14,109	18,736,858	13,029	17,302,512	1.36
21	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	313	42,021	13,152,666	44,248	13,849,624	1.08
22	日本	投資信託受益証券	東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	1,242	10,081	12,521,707	9,852	12,236,184	0.96
23	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	309	37,659	11,636,752	38,127	11,781,243	0.92
24	日本	投資信託受益証券	ティール・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	666	18,039	12,014,074	16,645	11,085,570	0.87
25	日本	投資信託受益証券	ノムラ・T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	488	19,497	9,514,876	16,313	7,960,744	0.62
26	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF	328	14,851	4,871,128	15,811	5,186,008	0.40
27	日本	投資信託受益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	639	9,326	5,959,317	7,147	4,566,933	0.35
28	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	139	23,391	3,251,349	22,696	3,154,744	0.24

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.96
合 計	98.96

マイストーリー・株50

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FC	25,703	9,707	249,518,891	8,967	230,478,801	9.64
2	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	14,241	14,844	211,399,527	13,993	199,274,313	8.33
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	20,249	10,596	214,576,365	9,463	191,616,287	8.01
4	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	7,860	18,103	142,293,745	20,409	160,414,740	6.71
5	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	11,893	13,931	165,691,845	12,590	149,732,870	6.26
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	7,673	19,112	146,650,749	17,532	134,523,036	5.62
7	日本	投資信託受益証券	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	8,738	13,892	121,390,480	14,524	126,910,712	5.30
8	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	9,357	12,530	117,243,210	13,063	122,230,491	5.11
9	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	6,441	13,763	88,653,583	14,659	94,418,619	3.95
10	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	6,125	15,447	94,613,360	15,261	93,473,625	3.91
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	3,661	24,196	88,582,434	24,740	90,573,140	3.78
12	日本	投資信託受益証券	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	6,527	11,885	77,574,830	12,931	84,400,637	3.53
13	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	3,895	20,032	78,026,072	18,620	72,524,900	3.03
14	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C	7,049	10,436	73,567,734	9,494	66,923,206	2.79
15	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	7,345	9,683	71,123,053	9,012	66,193,140	2.76
16	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	6,630	10,698	70,933,150	9,725	64,476,750	2.69
17	日本	投資信託受益証券	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	4,903	14,120	69,233,127	13,029	63,881,187	2.67
18	日本	投資信託受益証券	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）	5,707	10,092	57,595,806	9,878	56,373,746	2.35
19	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,111	42,022	46,686,442	44,248	49,159,528	2.05
20	日本	投資信託受益証券	マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）	4,638	10,238	47,484,632	10,038	46,556,244	1.94
21	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,078	37,714	40,656,385	38,127	41,100,906	1.71
22	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	2,369	18,115	42,914,539	16,645	39,432,005	1.64
23	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	2,395	13,805	33,063,081	13,491	32,310,945	1.35
24	日本	投資信託受益証券	ノムラ - T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	1,753	19,649	34,445,071	16,313	28,596,689	1.19
25	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF	1,177	14,851	17,479,627	15,811	18,609,547	0.77
26	日本	投資信託受益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	2,317	9,313	21,579,575	7,147	16,559,599	0.69

27	日本	投資信託受益証券	東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	1,522	10,082	15,344,864	9,852	14,994,744	0.62
28	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	486	23,391	11,368,026	22,696	11,030,256	0.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.02
合 計	99.02

マイストーリー・株75

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリュースタートアップファンドF（適格機関投資家専用）	14,110	12,530	176,811,845	13,063	184,318,930	9.63
2	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	8,219	18,108	148,830,720	20,409	167,741,571	8.76
3	日本	投資信託受益証券	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	9,140	13,895	127,000,939	14,524	132,749,360	6.93
4	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	11,081	9,679	107,255,996	9,012	99,861,972	5.21
5	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	6,739	13,768	92,782,705	14,659	98,787,001	5.16
6	日本	投資信託受益証券	日本フォカス・グロースF（適格機関投資家専用）	6,412	15,473	99,214,015	15,261	97,853,532	5.11
7	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	9,998	10,705	107,035,384	9,725	97,230,550	5.08
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	3,831	24,200	92,712,077	24,740	94,778,940	4.95
9	日本	投資信託受益証券	SJAMバリュースタートアップ日本株F（適格機関投資家専用）	6,825	11,886	81,126,318	12,931	88,254,075	4.61
10	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FC	9,512	9,712	92,388,261	8,967	85,294,104	4.45
11	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	4,078	20,030	81,683,259	18,620	75,932,360	3.96
12	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,674	42,026	70,352,796	44,248	74,071,152	3.87
13	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	5,283	14,847	78,441,297	13,993	73,925,019	3.86
14	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	7,508	10,598	79,573,162	9,463	71,048,204	3.71
15	日本	投資信託受益証券	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	5,133	14,142	72,591,708	13,029	66,877,857	3.49
16	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	3,577	18,123	64,826,384	16,645	59,539,165	3.11
17	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	4,434	13,937	61,798,209	12,590	55,824,060	2.91
18	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	2,819	19,109	53,869,599	17,532	49,422,708	2.58
19	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,127	37,683	42,469,231	38,127	42,969,129	2.24
20	日本	投資信託受益証券	ノムラ・T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	1,835	19,824	36,377,989	16,313	29,934,355	1.56

21	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF	1,774	14,851	26,346,862	15,811	28,048,714	1.46
22	日本	投資信託受益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	3,494	9,361	32,709,847	7,147	24,971,618	1.30
23	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C	2,608	10,433	27,211,746	9,494	24,760,352	1.29
24	日本	投資信託受益証券	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）	2,110	10,092	21,294,605	9,878	20,842,580	1.08
25	日本	投資信託受益証券	マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,717	10,238	17,579,178	10,038	17,235,246	0.90
26	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	733	23,391	17,145,603	22,696	16,636,168	0.86
27	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	885	13,805	12,217,486	13,491	11,939,535	0.62
28	日本	投資信託受益証券	東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	568	10,082	5,726,615	9,852	5,595,936	0.29

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.08
合 計	99.08

マイストーリー・株100

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリュースタートアップファンドF（適格機関投資家専用）	8,452	12,533	105,930,268	13,063	110,408,476	12.28
2	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュースタートアップオープンF（適格機関投資家専用）	4,965	18,111	89,921,263	20,409	101,330,685	11.27
3	日本	投資信託受益証券	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	5,524	13,897	76,768,464	14,524	80,230,576	8.92
4	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	6,639	9,682	64,280,649	9,012	59,830,668	6.65
5	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	4,075	13,771	56,118,121	14,659	59,735,425	6.64
6	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	3,876	15,482	60,010,634	15,261	59,151,636	6.58
7	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	5,989	10,702	64,099,956	9,725	58,243,025	6.48
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	2,314	24,222	56,051,796	24,740	57,248,360	6.36
9	日本	投資信託受益証券	SJAMバリュースタートアップ日本株F（適格機関投資家専用）	4,121	11,890	49,001,574	12,931	53,288,651	5.92
10	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	2,464	20,058	49,424,885	18,620	45,879,680	5.10
11	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,002	42,038	42,122,246	44,248	44,336,496	4.93
12	日本	投資信託受益証券	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	3,102	14,157	43,915,280	13,029	40,415,958	4.49
13	日本	投資信託受益証券	ディー・ロウ・プライス 海外株ファンドF（適格機関投資家専用）	2,142	18,122	38,819,246	16,645	35,653,590	3.96
14	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	684	37,746	25,818,278	38,127	26,078,868	2.90

15	日本	投資信託受益証券	ノムラ - T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	1,109	19,993	22,173,321	16,313	18,091,117	2.01
16	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF	1,062	14,853	15,774,395	15,811	16,791,282	1.86
17	日本	投資信託受益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	2,093	9,336	19,541,405	7,147	14,958,671	1.66
18	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	438	23,391	10,245,258	22,696	9,940,848	1.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.20
合 計	99.20

マイストーリー・日本株１００

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	7,525	18,109	136,273,084	20,409	153,577,725	18.77
2	日本	投資信託受益証券	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	8,325	13,896	115,684,533	14,524	120,912,300	14.78
3	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	6,087	13,767	83,803,999	14,659	89,229,333	10.90
4	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	5,774	15,434	89,117,015	15,261	88,117,014	10.77
5	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	3,472	24,200	84,022,643	24,740	85,897,280	10.50
6	日本	投資信託受益証券	SJAM/バリュー日本株F（適格機関投資家専用）	6,265	11,886	74,470,739	12,931	81,012,715	9.90
7	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	3,663	20,049	73,441,876	18,620	68,205,060	8.33
8	日本	投資信託受益証券	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	4,616	14,137	65,256,495	13,029	60,141,864	7.35
9	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,024	37,717	38,622,517	38,127	39,042,048	4.77
10	日本	投資信託受益証券	ノムラ - T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	1,637	19,823	32,450,572	16,313	26,704,381	3.26

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.36
合 計	99.36

投資不動産物件

マイストーリー・株２５

該当事項はありません。

マイストーリー・株 5 0

該当事項はありません。

マイストーリー・株 7 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株 1 0 0

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

マイストーリー・株 2 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 5 0

該当事項はありません。

マイストーリー・株 7 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株 1 0 0

該当事項はありません。

（ 3 ）運用実績

純資産の推移

マイストーリー・株 2 5

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2012年 8月29日)	1,396	1,409	1.0852	1.0947
第12計算期間	(2013年 8月29日)	1,370	1,393	1.1688	1.1878
第13計算期間	(2014年 8月29日)	1,464	1,495	1.2499	1.2769
第14計算期間	(2015年 8月31日)	1,434	1,466	1.2740	1.3030
第15計算期間	(2016年 8月29日)	1,433	1,466	1.2618	1.2908
第16計算期間	(2017年 8月29日)	1,457	1,492	1.2801	1.3111
第17計算期間	(2018年 8月29日)	1,429	1,462	1.2708	1.2998
第18計算期間	(2019年 8月29日)	1,398	1,430	1.2619	1.2904
第19計算期間	(2020年 8月31日)	1,409	1,444	1.2918	1.3243
第20計算期間	(2021年 8月30日)	1,327	1,364	1.3425	1.3805
	2021年 3月末日	1,326	—	1.3577	—
	4月末日	1,336	—	1.3594	—
	5月末日	1,343	—	1.3652	—
	6月末日	1,356	—	1.3727	—
	7月末日	1,363	—	1.3828	—
	8月末日	1,360	—	1.3476	—
	9月末日	1,354	—	1.3450	—
	10月末日	1,355	—	1.3452	—
	11月末日	1,334	—	1.3357	—
	12月末日	1,337	—	1.3407	—
	2022年 1月末日	1,294	—	1.2973	—
	2月末日	1,272	—	1.2712	—
	3月末日	1,271	—	1.2694	—

マイストーリー・株50

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2012年 8月29日)	1,937	1,939	1.0080	1.0090
第12計算期間	(2013年 8月29日)	1,990	2,026	1.1863	1.2078
第13計算期間	(2014年 8月29日)	2,003	2,052	1.2967	1.3287
第14計算期間	(2015年 8月31日)	2,024	2,080	1.3592	1.3967
第15計算期間	(2016年 8月29日)	1,875	1,922	1.2937	1.3267
第16計算期間	(2017年 8月29日)	2,037	2,100	1.3842	1.4267
第17計算期間	(2018年 8月29日)	2,169	2,236	1.4111	1.4546
第18計算期間	(2019年 8月29日)	2,094	2,151	1.3290	1.3650
第19計算期間	(2020年 8月31日)	2,240	2,311	1.4010	1.4455
第20計算期間	(2021年 8月30日)	2,421	2,514	1.5222	1.5802

2021年 3月末日	2,495	—	1.5561	—
4月末日	2,498	—	1.5552	—
5月末日	2,516	—	1.5667	—
6月末日	2,531	—	1.5762	—
7月末日	2,533	—	1.5821	—
8月末日	2,508	—	1.5318	—
9月末日	2,512	—	1.5429	—
10月末日	2,515	—	1.5456	—
11月末日	2,482	—	1.5263	—
12月末日	2,505	—	1.5395	—
2022年 1月末日	2,382	—	1.4673	—
2月末日	2,343	—	1.4440	—
3月末日	2,390	—	1.4699	—

マイストーリー・株 7 5

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2012年 8月29日)	1,452	1,452	0.9234	0.9234
第12計算期間	(2013年 8月29日)	1,615	1,643	1.1703	1.1908
第13計算期間	(2014年 8月29日)	1,644	1,686	1.3125	1.3460
第14計算期間	(2015年 8月31日)	1,637	1,685	1.4027	1.4437
第15計算期間	(2016年 8月29日)	1,565	1,606	1.3014	1.3354
第16計算期間	(2017年 8月29日)	1,716	1,775	1.4587	1.5092
第17計算期間	(2018年 8月29日)	1,794	1,860	1.5289	1.5849
第18計算期間	(2019年 8月29日)	1,668	1,718	1.3742	1.4152
第19計算期間	(2020年 8月31日)	1,727	1,789	1.4915	1.5450
第20計算期間	(2021年 8月30日)	1,925	2,012	1.6970	1.7740
2021年 3月末日		1,978	—	1.7358	—
4月末日		1,971	—	1.7404	—
5月末日		1,992	—	1.7582	—
6月末日		2,001	—	1.7717	—
7月末日		2,007	—	1.7733	—
8月末日		2,005	—	1.7114	—
9月末日		2,019	—	1.7307	—
10月末日		2,028	—	1.7407	—
11月末日		1,984	—	1.7105	—
12月末日		1,991	—	1.7335	—
2022年 1月末日		1,861	—	1.6246	—
2月末日		1,839	—	1.6056	—
3月末日		1,913	—	1.6676	—

マイストーリー・株１００

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2012年 8月29日)	511	511	0.8254	0.8254
第12計算期間	(2013年 8月29日)	618	626	1.1242	1.1397
第13計算期間	(2014年 8月29日)	647	662	1.2867	1.3172
第14計算期間	(2015年 8月31日)	666	685	1.4071	1.4476
第15計算期間	(2016年 8月29日)	629	644	1.2677	1.2982
第16計算期間	(2017年 8月29日)	694	719	1.4878	1.5418
第17計算期間	(2018年 8月29日)	768	798	1.5984	1.6614
第18計算期間	(2019年 8月29日)	665	685	1.3718	1.4128
第19計算期間	(2020年 8月31日)	716	743	1.5180	1.5740
第20計算期間	(2021年 8月30日)	863	906	1.7963	1.8843
	2021年 3月末日	879	—	1.8435	—
	4月末日	881	—	1.8480	—
	5月末日	890	—	1.8714	—
	6月末日	901	—	1.8874	—
	7月末日	900	—	1.8831	—
	8月末日	905	—	1.8152	—
	9月末日	919	—	1.8460	—
	10月末日	927	—	1.8614	—
	11月末日	908	—	1.8202	—
	12月末日	927	—	1.8518	—
	2022年 1月末日	857	—	1.7112	—
	2月末日	851	—	1.6977	—
	3月末日	898	—	1.7947	—

マイストーリー・日本株１００

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2012年 8月29日)	2,039	2,039	0.6827	0.6827
第12計算期間	(2013年 8月29日)	2,896	2,910	1.0269	1.0319
第13計算期間	(2014年 8月29日)	3,228	3,279	1.1704	1.1889
第14計算期間	(2015年 8月31日)	3,640	3,734	1.3625	1.3975
第15計算期間	(2016年 8月29日)	824	836	1.1406	1.1576
第16計算期間	(2017年 8月29日)	915	944	1.4191	1.4651

第17計算期間	(2018年 8月29日)	872	903	1.5215	1.5755
第18計算期間	(2019年 8月29日)	709	725	1.2572	1.2857
第19計算期間	(2020年 8月31日)	722	744	1.3707	1.4132
第20計算期間	(2021年 8月30日)	783	817	1.6300	1.7000
	2021年 3月末日	851	—	1.7517	—
	4月末日	818	—	1.6986	—
	5月末日	831	—	1.7245	—
	6月末日	833	—	1.7268	—
	7月末日	825	—	1.7121	—
	8月末日	818	—	1.6497	—
	9月末日	860	—	1.7358	—
	10月末日	852	—	1.7186	—
	11月末日	827	—	1.6766	—
	12月末日	837	—	1.7081	—
	2022年 1月末日	781	—	1.5892	—
	2月末日	778	—	1.5800	—
	3月末日	818	—	1.6670	—

分配の推移

マイストーリー・株 2 5

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0095円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0190円
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0270円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0290円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0290円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0310円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0290円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0285円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0325円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0380円

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0010円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0215円
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0320円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0375円

第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0330円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0425円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0435円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0360円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0445円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0580円

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0000円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0205円
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0335円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0410円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0340円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0505円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0560円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0410円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0535円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0770円

マイストーリー・株 1 0 0

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0000円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0155円
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0305円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0405円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0305円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0540円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0630円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0410円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0560円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0880円

マイストーリー・日本株 1 0 0

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0000円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0050円

第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0185円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0350円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0170円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0460円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0540円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0285円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0425円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0700円

収益率の推移

マイストーリー・株 2 5

	計算期間	収益率
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	5.1%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	9.5%
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	9.2%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	4.2%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	1.3%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	3.9%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	1.5%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	1.5%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	4.9%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	6.9%
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	5.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	収益率
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	5.3%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	19.8%
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	12.0%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	7.7%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	2.4%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	10.3%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	5.1%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	3.3%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	8.8%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	12.8%

第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	5.1%
-----------	-------------------------	------

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株75

	計算期間	収益率
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	6.4%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	29.0%
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	15.0%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	10.0%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	4.8%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	16.0%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	8.7%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	7.4%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	12.4%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	18.9%
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	5.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株100

	計算期間	収益率
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	6.0%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	38.1%
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	17.2%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	12.5%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	7.7%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	21.6%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	11.7%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	11.6%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	14.7%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	24.1%
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	5.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・日本株100

	計算期間	収益率
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.5%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	51.1%
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	15.8%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	19.4%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	15.0%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	28.4%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	11.0%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	15.5%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	12.4%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	24.0%
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	3.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

マイストーリー・株２５

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	110,595,906	280,038,210	1,287,202,881
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	90,759,992	205,047,938	1,172,914,935
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	132,033,781	133,594,189	1,171,354,527
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	82,575,096	128,128,118	1,125,801,505
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	75,073,497	64,741,264	1,136,133,738
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	101,624,759	99,081,915	1,138,676,582
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	78,287,779	92,155,136	1,124,809,225
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	93,874,489	110,225,019	1,108,458,695
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	66,612,448	84,355,079	1,090,716,064
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	69,407,794	171,419,723	988,704,135
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	45,373,903	32,985,481	1,001,092,557

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株５０

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	166,632,263	240,276,273	1,922,423,101
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	124,469,837	368,765,945	1,678,126,993
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	139,009,151	272,086,553	1,545,049,591
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	144,169,240	199,817,216	1,489,401,615

第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	144,899,386	184,975,037	1,449,325,964
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	159,151,055	136,369,445	1,472,107,574
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	190,102,964	124,833,175	1,537,377,363
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	155,957,201	117,102,024	1,576,232,540
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	136,994,646	114,149,423	1,599,077,763
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	114,699,105	122,805,075	1,590,971,793
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	77,604,871	45,380,039	1,623,196,625

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	131,525,716	220,427,716	1,572,809,161
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	95,779,655	288,096,802	1,380,492,014
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	111,398,106	238,705,611	1,253,184,509
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	108,076,522	193,635,200	1,167,625,831
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	106,845,244	71,307,618	1,203,163,457
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	93,535,895	120,191,902	1,176,507,450
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	91,210,769	93,724,141	1,173,994,078
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	101,036,482	60,748,194	1,214,282,366
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	85,281,539	141,643,261	1,157,920,644
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	81,212,914	104,403,809	1,134,729,749
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	62,835,920	51,908,236	1,145,657,433

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	65,109,847	80,419,843	619,215,216
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	65,101,776	134,585,980	549,731,012
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	48,406,359	95,040,271	503,097,100
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	49,390,689	78,736,897	473,750,892
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	58,570,998	36,039,184	496,282,706
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	46,707,871	76,206,668	466,783,909
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	55,027,802	41,287,539	480,524,172
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	51,789,265	47,255,881	485,057,556
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	46,193,978	59,134,646	472,116,888
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	45,645,312	36,910,264	480,851,936
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	32,023,623	11,493,635	501,381,924

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・日本株１００

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	52,591,068	440,449,389	2,987,551,968
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	119,476,576	286,889,371	2,820,139,173
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	113,360,225	175,463,665	2,758,035,733
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	140,080,502	225,957,977	2,672,158,258
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	177,237,817	2,126,854,612	722,541,463
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	72,043,776	149,760,034	644,825,205
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	57,581,035	128,795,531	573,610,709
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	63,266,332	72,533,649	564,343,392
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	56,660,699	94,058,537	526,945,554
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	41,274,206	87,597,312	480,622,448
第21期（中間期）	2021年 8月31日～2022年 2月28日	28,656,415	16,671,198	492,607,665

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

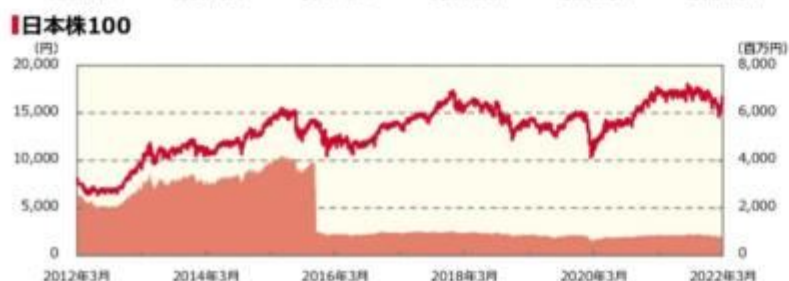
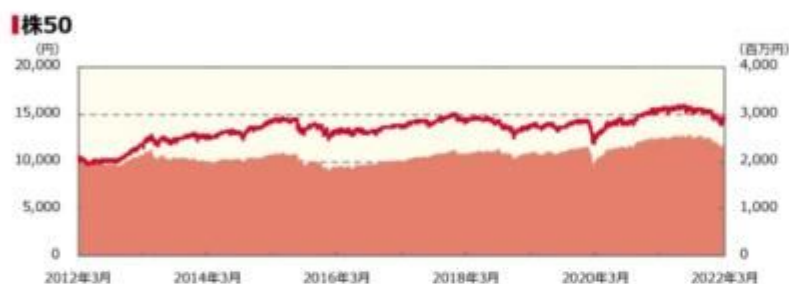
参考情報

< 更新後 >



運用実績（2022年3月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

株25

2021年8月	380 円
2020年8月	325 円
2019年8月	285 円
2018年8月	290 円
2017年8月	310 円
設定来累計	3,205 円

株50

2021年8月	580 円
2020年8月	445 円
2019年8月	360 円
2018年8月	435 円
2017年8月	425 円
設定来累計	4,095 円

株75

2021年8月	770 円
2020年8月	535 円
2019年8月	410 円
2018年8月	560 円
2017年8月	505 円
設定来累計	4,780 円

株100

2021年8月	880 円
2020年8月	560 円
2019年8月	410 円
2018年8月	630 円
2017年8月	540 円
設定来累計	5,030 円

日本株100

2021年8月	700 円
2020年8月	425 円
2019年8月	285 円
2018年8月	540 円
2017年8月	460 円
設定来累計	4,470 円



運用実績（2022年3月31日現在）

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

■ 株25

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	14.8
2	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	12.8
3	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	12.3
4	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	9.6
5	ノムラインサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	8.6
6	N P E B/パン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C	4.3
7	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）	3.6
8	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	3.4
9	マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）	3.0
10	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	2.7

■ 株50

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	9.6
2	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	8.3
3	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	8.0
4	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	6.7
5	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	6.3
6	ノムラインサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	5.6
7	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	5.3
8	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	5.1
9	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	4.0
10	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	3.9

■ 株75

順位	銘柄	投資比率（%）
1	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	9.6
2	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	8.8
3	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	6.9
4	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	5.2
5	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	5.2
6	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	5.1
7	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	5.1
8	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	5.0
9	SJAM/バリュー日本株F（適格機関投資家専用）	4.6
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	4.5

■ 株100

順位	銘柄	投資比率（%）
1	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	12.3
2	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	11.3
3	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	8.9
4	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	6.7
5	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6.6
6	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	6.6
7	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	6.5
8	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	6.4
9	SJAM/バリュー日本株F（適格機関投資家専用）	5.9
10	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	5.1



運用実績（2022年3月31日現在）

日本株100

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	18.8
2	シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	14.8
3	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	10.9
4	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	10.8
5	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	10.5
6	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	9.9
7	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	8.3
8	コムジェスト ジャパンエクイティファンドF（適格機関投資家専用）	7.4
9	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	4.8
10	ノムラT&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	3.3

年間収益率の推移（暦年ベース）

株25



株50



株75



株100



日本株100



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

2 換金（解約）手続等

< 訂正前 >

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

一部解約の価額は、「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額とします。「マイストーリー・日本株100」については、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金価額は、上記の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じ
てご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

信託財産の資金管理を円滑に行なうため1日1件10億円を超える一部解約はできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

<訂正後>

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

一部解約の価額は、「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額とします。「マイストーリー・日本株100」については、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金価額は、上記の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

信託財産の資金管理を円滑に行なうため1日1件10億円を超える一部解約はできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

マイストーリー・株 2 5
 マイストーリー・株 5 0
 マイストーリー・株 7 5
 マイストーリー・株 1 0 0
 マイストーリー・日本株 1 0 0

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間計算期間(2021年8月31日から2022年2月28日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

マイストーリー・株 2 5

(1) 中間貸借対照表

	(単位：円)	
	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,318,859	21,540,404
投資信託受益証券	1,313,713,855	1,256,310,552
流動資産合計	1,370,032,714	1,277,850,956
資産合計	1,370,032,714	1,277,850,956
負債の部		
流動負債		
未払金	658,016	-
未払収益分配金	37,570,757	-
未払解約金	20,000	891,486
未払受託者報酬	221,196	220,107
未払委託者報酬	4,202,690	4,181,924
未払利息	54	7
その他未払費用	14,689	14,614
流動負債合計	42,687,402	5,308,138
負債合計	42,687,402	5,308,138
純資産の部		
元本等		
元本	988,704,135	1,001,092,557
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	338,641,177	271,450,261
(分配準備積立金)	179,346,682	173,652,672
元本等合計	1,327,345,312	1,272,542,818
純資産合計	1,327,345,312	1,272,542,818
負債純資産合計	1,370,032,714	1,277,850,956

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
営業収益		
受取配当金	2,775,428	2,781,871
有価証券売買等損益	61,637,257	69,642,187
営業収益合計	64,412,685	66,860,316
営業費用		
支払利息	2,253	2,026
受託者報酬	216,959	220,107
委託者報酬	4,122,133	4,181,924
その他費用	14,408	14,614
営業費用合計	4,355,753	4,418,671
営業利益又は営業損失（ ）	60,056,932	71,278,987
経常利益又は経常損失（ ）	60,056,932	71,278,987
中間純利益又は中間純損失（ ）	60,056,932	71,278,987
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,518,187	42,769
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	318,293,799	338,641,177
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,256,372	15,242,592
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,256,372	15,242,592
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,625,985	11,197,290
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,625,985	11,197,290
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	343,462,931	271,450,261

（ 3 ） 中間注記表

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2021年 8月31日から2022年 2月28日までとなっております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
-----------------------	------------------------------

1. 計算期間の末日における受益権の総数 988,704,135口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,001,092,557口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3425円 (10,000口当たり純資産額) (13,425円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2712円 (10,000口当たり純資産額) (12,712円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありま せん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

（その他の注記）

1 元本の移動

第20期 自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月30日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
期首元本額 1,090,716,064円	期首元本額 988,704,135円
期中追加設定元本額 69,407,794円	期中追加設定元本額 45,373,903円
期中一部解約元本額 171,419,723円	期中一部解約元本額 32,985,481円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

マイストーリー・株50

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 円)

	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	129,081,454	28,029,318
投資信託受益証券	2,399,350,576	2,324,155,023
未収入金	6,634,457	-
流動資産合計	2,535,066,487	2,352,184,341
資産合計	2,535,066,487	2,352,184,341
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	92,276,363	-
未払解約金	12,660,476	-
未払受託者報酬	413,109	409,429
未払委託者報酬	7,848,990	7,779,108
未払利息	125	9
その他未払費用	41,251	40,880
流動負債合計	113,240,314	8,229,426
負債合計	113,240,314	8,229,426
純資産の部		
元本等		
元本	1,590,971,793	1,623,196,625
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	830,854,380	720,758,290
(分配準備積立金)	445,438,646	433,360,186
元本等合計	2,421,826,173	2,343,954,915
純資産合計	2,421,826,173	2,343,954,915
負債純資産合計	2,535,066,487	2,352,184,341

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
営業収益		
受取配当金	3,103,269	3,388,218
有価証券売買等損益	225,727,234	121,857,615
営業収益合計	228,830,503	118,469,397
営業費用		
支払利息	4,372	3,492
受託者報酬	387,464	409,429
委託者報酬	7,361,696	7,779,108
その他費用	38,684	40,880
営業費用合計	7,792,216	8,232,909
営業利益又は営業損失 ()	221,038,287	126,702,306
経常利益又は経常損失 ()	221,038,287	126,702,306
中間純利益又は中間純損失 ()	221,038,287	126,702,306
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	4,924,540	611,014
期首剰余金又は期首欠損金 ()	641,190,236	830,854,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,874,866	40,765,550
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,874,866	40,765,550
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,408,637	23,548,320
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,408,637	23,548,320

	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	865,770,212	720,758,290

（ 3 ） 中間注記表

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2021年 8月31日から2022年 2月28日までとなっております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,590,971,793口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,623,196,625口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5222円 (10,000口当たり純資産額) (15,222円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4440円 (10,000口当たり純資産額) (14,440円)

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の時価等に関する事項

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第20期 自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月30日		第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日	
期首元本額	1,599,077,763円	期首元本額	1,590,971,793円
期中追加設定元本額	114,699,105円	期中追加設定元本額	77,604,871円
期中一部解約元本額	122,805,075円	期中一部解約元本額	45,380,039円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

マイストーリー・株75

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,799,718	21,546,761
投資信託受益証券	1,904,980,657	1,824,527,604
未収入金	5,744,926	-
流動資産合計	2,019,525,301	1,846,074,365
資産合計	2,019,525,301	1,846,074,365
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	87,374,190	-
未払解約金	5,124	-
未払受託者報酬	326,614	326,876
未払委託者報酬	6,205,649	6,210,620
未払利息	105	7
その他未払費用	32,599	32,630
流動負債合計	93,944,281	6,570,133
負債合計	93,944,281	6,570,133

	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)
純資産の部		
元本等		
元本	1,134,729,749	1,145,657,433
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	790,851,271	693,846,799
（分配準備積立金）	516,160,389	493,726,730
元本等合計	1,925,581,020	1,839,504,232
純資産合計	1,925,581,020	1,839,504,232
負債純資産合計	2,019,525,301	1,846,074,365

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
営業収益		
受取配当金	1,127,677	1,278,923
有価証券売買等損益	253,279,026	98,920,335
営業収益合計	254,406,703	97,641,412
営業費用		
支払利息	3,546	3,228
受託者報酬	301,089	326,876
委託者報酬	5,720,649	6,210,620
その他費用	30,052	32,630
営業費用合計	6,055,336	6,573,354
営業利益又は営業損失（ ）	248,351,367	104,214,766
経常利益又は経常損失（ ）	248,351,367	104,214,766
中間純利益又は中間純損失（ ）	248,351,367	104,214,766
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,228,461	1,033,204
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	569,147,352	790,851,271
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,653,455	44,231,192
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,653,455	44,231,192
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,579,171	35,987,694
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,579,171	35,987,694
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	806,344,542	693,846,799

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2021年 8月31日から2022年 2月28日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,134,729,749口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,145,657,433口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6970円 (10,000口当たり純資産額) (16,970円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6056円 (10,000口当たり純資産額) (16,056円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

第20期 自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月30日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
期首元本額 1,157,920,644円	期首元本額 1,134,729,749円

期中追加設定元本額	81,212,914円	期中追加設定元本額	62,835,920円
期中一部解約元本額	104,403,809円	期中一部解約元本額	51,908,236円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

マイストーリー・株１００

（１）中間貸借対照表

(単位：円)			
	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	54,640,790	12,335,640	
投資信託受益証券	855,136,160	842,679,976	
流動資産合計	909,776,950	855,015,616	
資産合計	909,776,950	855,015,616	
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金	42,314,970	-	
未払解約金	40,789	21,999	
未払受託者報酬	145,883	150,411	
未払委託者報酬	3,501,196	3,609,783	
未払利息	53	4	
その他未払費用	14,528	14,978	
流動負債合計	46,017,419	3,797,175	
負債合計	46,017,419	3,797,175	
純資産の部			
元本等			
元本	480,851,936	501,381,924	
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	382,907,595	349,836,517	
（分配準備積立金）	246,164,248	240,602,869	
元本等合計	863,759,531	851,218,441	
純資産合計	863,759,531	851,218,441	
負債純資産合計	909,776,950	855,015,616	

（２）中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)			
	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日	
営業収益			
有価証券売買等損益	138,045,052	45,717,583	
営業収益合計	138,045,052	45,717,583	
営業費用			
支払利息	1,712	1,555	
受託者報酬	127,725	150,411	
委託者報酬	3,065,150	3,609,783	
その他費用	12,709	14,978	
営業費用合計	3,207,296	3,776,727	

	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
営業利益又は営業損失（ ）	134,837,756	49,494,310
経常利益又は経常損失（ ）	134,837,756	49,494,310
中間純利益又は中間純損失（ ）	134,837,756	49,494,310
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,708,536	512,172
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	244,570,824	382,907,595
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,265,226	26,048,467
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,265,226	26,048,467
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,727,076	9,113,063
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,727,076	9,113,063
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	382,238,194	349,836,517

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2021年 8月31日から2022年 2月28日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 480,851,936口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 501,381,924口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7963円 (10,000口当たり純資産額) (17,963円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6977円 (10,000口当たり純資産額) (16,977円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありま せん。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

（その他の注記）

1 元本の移動

第20期 自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月30日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
期首元本額 472,116,888円	期首元本額 480,851,936円
期中追加設定元本額 45,645,312円	期中追加設定元本額 32,023,623円
期中一部解約元本額 36,910,264円	期中一部解約元本額 11,493,635円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株100

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,504,872	14,263,859
投資信託受益証券	775,985,167	769,548,259
流動資産合計	820,490,039	783,812,118
資産合計	820,490,039	783,812,118
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,643,571	-
未払解約金	39,544	2,052,162
未払受託者報酬	135,731	137,669
未払委託者報酬	3,257,467	3,303,960

	第20期 (2021年 8月30日現在)	第21期中間計算期間末 (2022年 2月28日現在)
未払利息	43	4
その他未払費用	13,513	13,706
流動負債合計	37,089,869	5,507,501
負債合計	37,089,869	5,507,501
純資産の部		
元本等		
元本	480,622,448	492,607,665
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	302,777,722	285,696,952
（分配準備積立金）	170,331,940	164,730,595
元本等合計	783,400,170	778,304,617
純資産合計	783,400,170	778,304,617
負債純資産合計	820,490,039	783,812,118

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第20期中間計算期間 自 2020年 9月 1日 至 2021年 2月28日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	164,368,825	20,544,428
営業収益合計	164,368,825	20,544,428
営業費用		
支払利息	1,506	1,224
受託者報酬	126,852	137,669
委託者報酬	3,044,401	3,303,960
その他費用	12,624	13,706
営業費用合計	3,185,383	3,456,559
営業利益又は営業損失（ ）	161,183,442	24,000,987
経常利益又は経常損失（ ）	161,183,442	24,000,987
中間純利益又は中間純損失（ ）	161,183,442	24,000,987
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	11,408,441	1,192,280
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	195,314,157	302,777,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,296,830	18,571,978
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,296,830	18,571,978
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,749,833	10,459,481
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,749,833	10,459,481
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	332,636,155	285,696,952

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2021年 8月31日から2022年 2月28日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 480,622,448口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 492,607,665口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6300円 (10,000口当たり純資産額) (16,300円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5800円 (10,000口当たり純資産額) (15,800円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第20期 2021年 8月30日現在	第21期中間計算期間末 2022年 2月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

第20期 自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月30日	第21期中間計算期間 自 2021年 8月31日 至 2022年 2月28日
期首元本額 526,945,554円	期首元本額 480,622,448円
期中追加設定元本額 41,274,206円	期中追加設定元本額 28,656,415円
期中一部解約元本額 87,597,312円	期中一部解約元本額 16,671,198円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

２ ファンドの現況

純資産額計算書

マイストーリー・株２５

2022年3月31日現在

資産総額	1,272,646,838円
負債総額	730,818円
純資産総額（－）	1,271,916,020円
発行済口数	1,002,012,376口
１口当たり純資産額（／）	1.2694円

マイストーリー・株５０

2022年3月31日現在

資産総額	2,391,546,144円
負債総額	1,365,414円
純資産総額（－）	2,390,180,730円
発行済口数	1,626,088,060口
１口当たり純資産額（／）	1.4699円

マイストーリー・株７５

2022年3月31日現在

資産総額	1,915,385,694円
負債総額	1,447,675円
純資産総額（－）	1,913,938,019円
発行済口数	1,147,704,268口
１口当たり純資産額（／）	1.6676円

マイストーリー・株１００

2022年3月31日現在

資産総額	899,621,689円
負債総額	838,127円
純資産総額（ - ）	898,783,562円
発行済口数	500,808,892口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7947円

マイストーリー・日本株１００

2022年3月31日現在

資産総額	820,970,796円
負債総額	2,921,851円
純資産総額（ - ）	818,048,945円
発行済口数	490,719,291口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6670円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2022年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

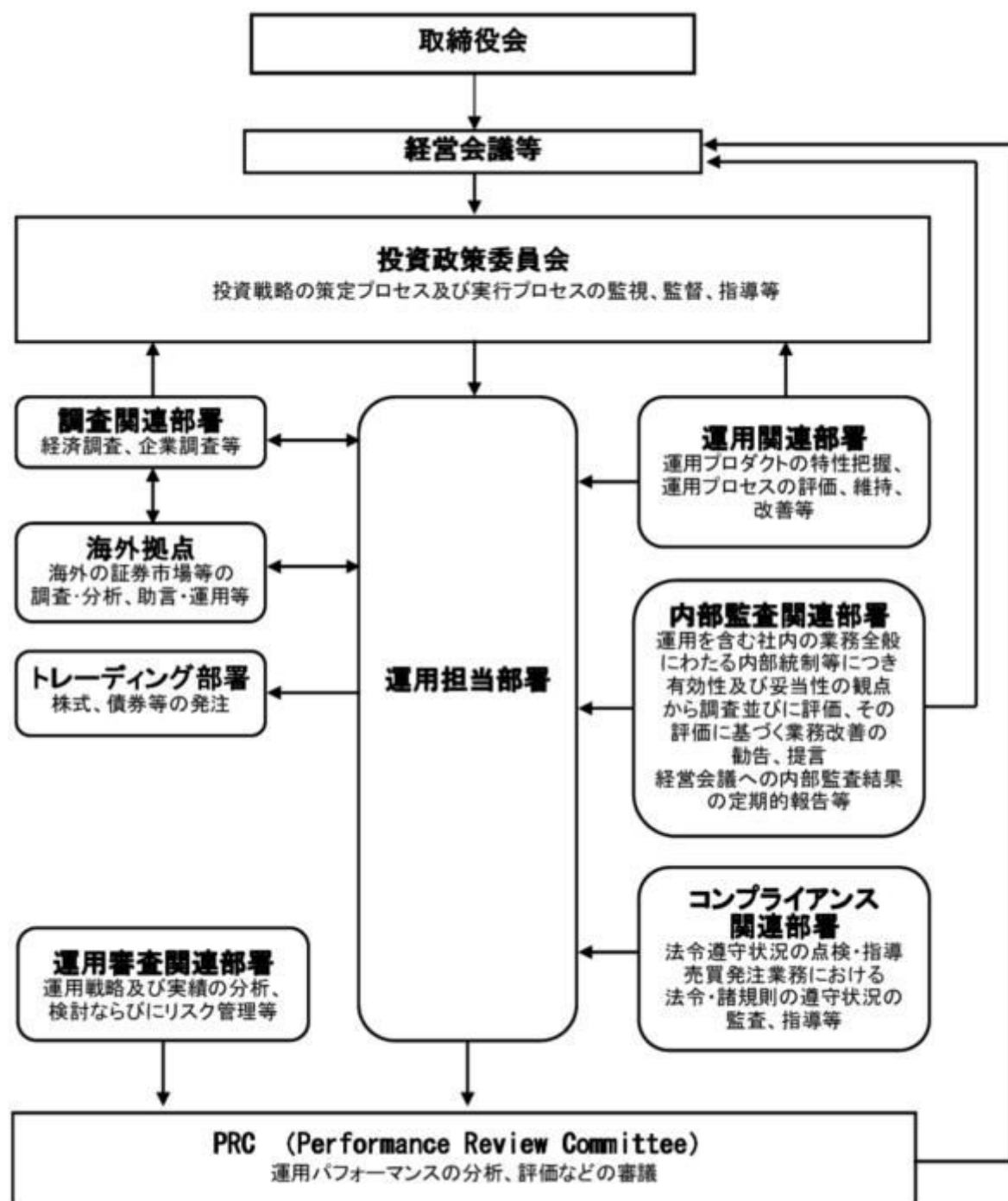
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	998	39,382,193
単位型株式投資信託	196	756,932
追加型公社債投資信託	14	6,293,842
単位型公社債投資信託	513	1,451,972
合計	1,721	47,884,938

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

- 1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		2,626	4,281
金銭の信託		41,524	35,912
有価証券		24,399	30,400
前払費用		106	167
未収入金		522	632
未収委託者報酬		23,936	24,499
未収運用受託報酬		4,336	4,347
その他		71	268
貸倒引当金		14	14

流動資産計			97,509		100,496
固定資産					
有形固定資産			645		2,666
建物	2	295		1,935	
器具備品	2	349		731	
無形固定資産			5,894		5,429
ソフトウェア		5,893		5,428	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,486		16,487
投資有価証券		1,437		1,767	
関係会社株式		10,171		9,942	
従業員長期貸付金		16		-	
長期差入保証金		329		330	
長期前払費用		19		15	
前払年金費用		1,545		1,301	
繰延税金資産		2,738		3,008	
その他		229		122	
貸倒引当金		0		-	
固定資産計			23,026		24,583
資産合計			120,536		125,080

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15,279		16,948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6,948		7,256	
関係会社未払金		7,262		8,671	
その他未払金		1,063		1,011	
未払費用	1		10,290		9,171
未払法人税等			1,564		2,113
前受収益			26		22
賞与引当金			3,985		3,795
その他			67		-
流動負債計			31,371		32,175
固定負債					
退職給付引当金			3,311		3,299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1,371
固定負債計			3,883		5,250
負債合計			35,254		37,425
(純資産の部)					
株主資本			85,270		87,596
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	

その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54,360		56,686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53,675		56,001	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,069		31,395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
純資産合計			85,281		87,654
負債・純資産合計			120,536		125,080

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,736		106,355
運用受託報酬			17,170		16,583
その他営業収益			340		428
営業収益計			133,247		123,367
営業費用					
支払手数料			39,435		34,739
広告宣伝費			1,006		1,005
公告費			-		0
調査費			26,833		24,506
調査費		5,696		5,532	
委託調査費		21,136		18,974	
委託計算費			1,342		1,358
営業雑経費			5,823		4,149
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4,696		3,011	
営業費用計			74,440		65,760
一般管理費					
給料			11,418		10,985
役員報酬		109		147	
給料・手当		7,173		7,156	
賞与		4,134		3,682	
交際費			86		35
旅費交通費			391		64
租税公課			1,029		1,121
不動産賃借料			1,227		1,147
退職給付費用			1,486		1,267
固定資産減価償却費			2,348		2,700
諸経費			10,067		10,739

一般管理費計			28,055		28,063
営業利益			30,751		29,542

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,936		4,540	
受取利息		0		0	
金銭の信託運用益		-		1,698	
その他		309		447	
営業外収益計			5,246		6,687
営業外費用					
金銭の信託運用損		230		-	
投資事業組合等評価損		146		-	
時効後支払損引当金繰入額		18		13	
為替差損		23		26	
その他		23		32	
営業外費用計			443		72
経常利益			35,555		36,157
特別利益					
投資有価証券等売却益		21		71	
株式報酬受入益		59		48	
移転補償金		-		2,077	
特別利益計			81		2,197
特別損失					
投資有価証券等評価損		119		36	
関係会社株式評価損		1,591		582	
固定資産除却損	2	67		105	
事務所移転費用		-		406	
特別損失計			1,778		1,129
税引前当期純利益			33,858		37,225
法人税、住民税及び事業税			9,896		11,239
法人税等調整額			34		290
当期純利益			23,996		26,276

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	株 主

	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	資 本 合 計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額（純 額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利 益 準備金	利益剰余金		株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金	利 益 剰余金 合 計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360
当期変動額								
剰余金の配当							23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276

株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990

損益計算書関係

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67	2. 固定資産除却損 器具備品 2百万円 ソフトウェア 102 合計 105

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経

営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済される

ため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-

(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,235 退職給付引当金 1,026 関係会社株式評価減 762 未払事業税 285 投資有価証券評価減 462 減価償却超過額 171 時効後支払損引当金 177 関係会社株式売却損 148 ゴルフ会員権評価減 167 未払社会保険料 97 その他 219 繰延税金資産小計 4,754 評価性引当額 1,532 繰延税金資産合計 3,222 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 4 前払年金費用 478 繰延税金負債合計 483 繰延税金資産の純額 2,738	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,176 退職給付引当金 1,022 関係会社株式評価減 784 未払事業税 430 投資有価証券評価減 428 減価償却超過額 223 時効後支払損引当金 179 関係会社株式売却損 148 ゴルフ会員権評価減 135 未払社会保険料 95 その他 341 繰延税金資産小計 4,968 評価性引当額 1,530 繰延税金資産合計 3,437 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 25 前払年金費用 403 繰延税金負債合計 429 繰延税金資産の純額 3,008
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 4.4% タックスヘイブン税制 2.6% 外国税額控除 0.7% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.2% その他 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.5% タックスヘイブン税制 1.9% 外国税額控除 0.5% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.2% その他 0.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.4%

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
期首残高	-	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-	1,371
時の経過による調整額	-	-	-
期末残高	-	-	1,371

セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還（*2）	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,557円31銭	1株当たり純資産額	17,018円01銭
1株当たり当期純利益	4,658円88銭	1株当たり当期純利益	5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	23,996百万円	損益計算書上の当期純利益	26,276百万円
普通株式に係る当期純利益	23,996百万円	普通株式に係る当期純利益	26,276百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,226
金銭の信託		36,349
有価証券		11,600
未収委託者報酬		26,924
未収運用受託報酬		4,497
その他		1,176
貸倒引当金		15
流動資産計		82,759
固定資産		
有形固定資産	1	2,005
無形固定資産		5,512
ソフトウェア		5,511

その他		0
投資その他の資産		15,622
投資有価証券		1,949
関係会社株式		9,864
前払年金費用		1,305
繰延税金資産		1,951
その他		551
固定資産計		23,140
資産合計		105,899

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,617
未払収益分配金		0
未払償還金		5
未払手数料		8,203
関係会社未払金		3,481
その他未払金	2	925
未払費用		9,068
未払法人税等		1,282
賞与引当金		1,966
資産除去債務		296
その他		150
流動負債計		25,381
固定負債		
退職給付引当金		3,265
時効後支払損引当金		588
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,976
負債合計		30,358
(純資産の部)		
株主資本		75,467
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		44,557
利益準備金		685
その他利益剰余金		43,872
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,265
評価・換算差額等		74
その他有価証券評価差額金		74
純資産合計		75,541
負債・純資産合計		105,899

中間損益計算書

		自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,049
運用受託報酬		8,278
その他営業収益		219

営業収益計		65,547
営業費用		
支払手数料		19,265
調査費		12,882
その他営業費用		2,443
営業費用計		34,591
一般管理費	1	14,589
営業利益		16,366
営業外収益	2	4,136
営業外費用	3	262
経常利益		20,241
特別利益	4	49
特別損失	5	507
税引前中間純利益		19,782
法人税、住民税及び事業税		4,594
法人税等調整額		1,049
中間純利益		14,139

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当中間期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
中間純利益							14,139	14,139	14,139
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,129	12,129	12,129

当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,265	44,557	75,467
---------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当中間期変動額			
剰余金の配当			26,268
中間純利益			14,139
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	16	16	16
当中間期変動額合計	16	16	12,112
当中間期末残高	74	74	75,541

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの... 移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。
5 収益及び費用の計上基準	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
7 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2021年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,136百万円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	286百万円
無形固定資産	1,006百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	3,530百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	71百万円
時効後支払損引当金繰入	10百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	26百万円
株式報酬受入益	23百万円

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在				
	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	2,452	-	2,452
合計	-	2,452	-	2,452

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託 33,897百万円は表中に含まれておりません。

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2021年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,758
関連会社株式	106

合計	9,864
----	-------

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

３．その他有価証券(2021年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	11,600	11,600	-
小計	11,600	11,600	-
合計	11,600	11,600	-

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
期首残高	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	48
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,419

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
委託者報酬	57,003百万円
運用受託報酬	8,273百万円
成功報酬（注）	51百万円
その他営業収益	219百万円
合計	65,547百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] ５ 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

		自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
1 株当たり純資産額		14,666円31銭
1 株当たり中間純利益		2,745円08銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
中間純利益		14,139百万円
普通株主に帰属しない金額		-
普通株式に係る中間純利益		14,139百万円
期中平均株式数		5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2022年3月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2022年3月末現在

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株25の2021年8月31日から2022年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・株25の2022年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月31日から2022年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株50の2021年8月31日から2022年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・株50の2022年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月31日から2022年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株75の2021年8月31日から2022年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・株75の2022年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月31日から2022年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株100の2021年8月31日から2022年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・株100の2022年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月31日から2022年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・日本株100の2021年8月31日から2022年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・日本株100の2022年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月31日から2022年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原 尚
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。